

ペットを飼うに当たっての知識と責任

ペットが安全に、そして安心して暮らすことができる環境や対策をとることが大切です

ペットを飼うことは楽しいことも多いですが、世話に休みはなく覚悟も必要です。また、ペットと飼い主だけでなく、地域の方も快適に暮らせるようにマナーを守りましょう。

地域の方への迷惑となるので、ふんは必ず持ち帰り、尿はペットボトルなどで携帯した水で流す

散歩の際には通行人と接触しないようにしっかりとリードを持つ

病気の感染や不慮の事故から守るためにも室内で飼うようにする

外で飼う場合、鎖などでしっかりとつなぎ止める

ペットに愛情を

近年、動物に肉体的・精神的な苦痛、多大なストレスなどを与える動物虐待の事件数が増加しています。虐待行為は犯罪であり、違反すると懲役や罰金に処せられます。また遺棄する（捨てる）こともそれに含まれます。飼い主は「命あるもの、である動物の所有者として、動物を愛護し適切に管理する責任があり、愛情をもって飼育することが必要です。

ペットを守るために

●避妊・去勢手術

一般に1回の出産で犬は5～10頭、猫は4～8頭の子供を産みます。むやみな繁殖を防ぐための措置をお願いします。また、避妊・去勢手術は問題行動の抑制や病気の予防になる場合があります。

●マイクロチップ

令和4年6月1日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、マイクロチップの普及率が上がっています。マイクロチップが装着されている場合は、ペットショップや個人に関係なく、環境省の指定登録機関（日本獣医師会）への情報登録・変更手続きをしなければなりません。

動物虐待のタイプ

●意図的（積極的）虐待

＝やってはいけない行為をする・させること
殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を闘わせるなど身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある行為、心理的抑圧、恐怖を与える、酷使など

●ネグレクト

＝やらなければならない行為をやらないこと
健康管理をしない、病気を放置する、必要な世話をしない、動物を劣悪な環境に置くなど

マイクロチップを装着すると、首輪が外れても身元が確実に分かるため、地震などの災害ではぐれても飼い主の元に帰ってくる可能性が高くなります



飼い犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主には、狂犬病予防法により飼い犬の登録と狂犬病予防注射の接種が義務付けられています

飼い犬の登録（犬の生涯に1回。環境省の指定登録機関（日本獣医師会）への登録とは異なります）

生後91日以上の子犬の飼い主は、飼い犬の登録をしなければなりません。新たに犬を飼った方や飼い犬の登録をしていない方はお問い合わせください。市外からの転入、飼い主や住所の変更、犬が死亡した場合も届け出が必要です。

登録料金 3,000円

【マイクロチップ装着済みの犬の登録】

犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトで届け出
※後日、納入書が送付されます。

【マイクロチップ未装着の犬の登録】

環境保全課、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンター、市内の（公社）北海道獣医師会に加入している動物病院に届け出



犬と猫のマイクロチップ
情報登録サイト

狂犬病予防注射の接種（毎年1回）

毎年4月1日から6月30日までの期間内に狂犬病予防注射を受けることとなっています。
狂犬病予防注射は動物病院、または集合注射会場で受けてください。

対象となる犬 生後91日以上の子犬（室内犬を含む）

料 金 1頭につき3,240円（接種手数料2,690円＋狂犬病予防注射済票交付手数料550円）

その他 市外または（公社）北海道獣医師会に加入していない動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、市役所本庁、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンター窓口で狂犬病予防注射済票の交付手続きを行ってください

集合注射日程 6月3日（月）～5日（水）

※会場や時間は、3月下旬に送付した狂犬病予防注射通知書に同封の案内書をご確認ください。

問合先 環境保全課 ☎ 35-4387